

		I 令和5年度就学援助制度の実施について																				(8) (7)の力の内容																				
		1. 就学援助制度の周知方法																																								
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(3) 就学援助(要保護・標準保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)										(5)就学援助(要保護・標準保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)										(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)										
		(2) (1)の○の内容										(4) (3)の○の内容・補足事項										(6) (5)の○の内容																				
		ア. 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)	エ. 就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)	オ. 学校の説明会	カ. 入学時に学校説明会	キ. 毎年度の進級時	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を交付	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を交付	コ. その他	ア. 申請期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付け	ウ. 随時申請を受け付けており、年度当初から随時受け付け	エ. 各学期で随時受け付け	オ. その他	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請を希望する者が学校に提出	オ. 申請を希望する者が学校に提出	カ. 申請を希望する者が学校に提出	キ. その他	ア. 目次やイラストや平易な文面での使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間の所得の目安等を記載	エ. 各年度の援助額や年間の申請書の作成	オ. 外国語の申請書の作成	カ. その他													
		115	76	93	55	101	117	176	6	25	30	0	16	157	1	5	73	43	73	1	0	0	7	7	69	1	96	69	2	19	19											
北海道	札幌市	○	○		○	○	○	○					○				○							○		○	○	○	○	○	全児童生徒の保護者に対して就学援助制度についての案内文を学校から配布している。											
北海道	函館市	○	○	○			○	○					○				○									○																
北海道	小樽市	○		○			○	○					○					○						○		○																
北海道	旭川市	○	○				○						○					○								○	○															
北海道	室蘭市	○				○	○	○					○					○								○																
北海道	釧路市	○	○				○	○					○					○						○		○							○	すぐメールという、登録者全員にメールで情報を送信する仕組みにより、就学援助の申請もれを減らす試みを行っている。								
北海道	帯広市	○	○		○	○	○		○	○			○					○						○		○	○															
北海道	北見市	○				○	○						○					○						○		○	○															
北海道	夕張市			○			○		○				○					○																								
北海道	岩見沢市	○	○	○			○	○					○					○								○																
北海道	網走市	○	○				○	○					○					○								○																
北海道	留萌市	○		○			○	○					○					○								○	○															
北海道	苫小牧市	○		○			○	○					○					○								○	○							○	申請対象かどうかに関わらず、小中学生がいる全世帯へ周知文書及び申請書を配付。周知文書内に市ホームページのQRコード掲載し、詳細な制度内容を容易に確認できるようにしている。							
北海道	稚内市	○	○		○	○	○						○					○								○																
北海道	美瑛市	○	○			○	○						○					○								○	○															
北海道	芦別市			○			○	○					○					○								○	○															
北海道	江別市	○		○			○	○					○					○								○																
北海道	赤平市	○		○			○	○					○					○																								
北海道	紋別市	○	○				○	○					○					○							○	○	○															
北海道	士別市	○	○	○	○		○		○				○					○	○	○				○	○	○																
北海道	名寄市	○	○	○		○	○		○				○					○							○										○	全保護者に案内および申請書を配付している。						

		I 令和5年度就学援助制度の実施について																																												
		1. 就学援助制度の周知方法																																												
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものに○)										(2) (1)の○の内容																																		
		ア. 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学援助制度に関する資料を配布	エ. 就学援助制度に関する資料を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の周知を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の周知を配布	キ. 毎年進級時に学校で就学援助制度の周知を配布	ク. 民生委員や児童養育施設から児童生徒がいない世帯へ案内を交付	コ. その他	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)										(4) (3)の○の内容・補足事項																									
		ア. 申請締切を前月末日までに通知	イ. 随時申請を受け付けている	ウ. 随時申請を受け付けているが、申請期間内のみ受け付け	エ. 各学期ごとに申請締切を設ける	オ. その他	(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)										(6) (5)の○の内容										(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)										(8) (7)の○の内容									
		ア. 申請希望者が学校に提出	イ. 申請希望者が教育委員会に提出	ウ. 申請希望者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請希望者が学校に提出	オ. 申請希望者が教育委員会に提出	カ. 申請希望者が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他	(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)										(8) (7)の○の内容																											
		ア. 目録やパンフレット等の資料を配布	イ. 漢字・かな・ひらがなを併記	ウ. 援助対象となる児童の学年・年齢を記載	エ. 各年度の申請書の記載	オ. 外国語の申請書の作成	カ. その他	(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)										(8) (7)の○の内容																												
179	179	115	76	93	55	101	117	176	6	25	30	30	0	16	157	1	5	5	73	43	73	1	0	0	7	7	69	1	96	69	2	19	19													
北海道	三笠市	○	○			○	○	○							○						○						○		○																	
北海道	樺室市	○	○	○		○	○	○							○						○								○																	
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○													○	○	○																							
北海道	滝川市	○	○		○	○		○							○												○																			
北海道	砂川市	○	○		○	○		○							○														○																	
北海道	歌志内市		○			○	○	○							○						○																									
北海道	深川市	○	○	○		○	○	○							○												○		○	○		○	学校給食費の未納が3か月続いた世帯に、未納の通知と一緒に申請書を送付し、電話等で制度の説明をしている													
北海道	富良野市	○				○	○	○							○														○																	
北海道	豊別市	○	○			○		○							○	○													○																	
北海道	恵庭市	○	○	○				○							○														○	○																
北海道	伊達市	○	○		○		○	○							○												○		○	○																
北海道	北広島市	○	○	○		○	○	○							○										○	申請を希望する者が、市の出張所に提出			○	○																
北海道	石狩市	○	○	○				○							○														○																	
北海道	北斗市	○	○		○	○	○	○							○												○		○	○				継続して就学援助の認定を受けている世帯については学校への提出、その他については教育委員会に提出するよう案内している。												
北海道	当別町	○			○			○							○														○																	
北海道	新篠津村	○		○		○		○							○												○																			
北海道	松前町					○	○	○							○												○		○																	
北海道	福島町		○	○		○	○	○						○													○																			
北海道	知内町			○		○	○	○							○													○	○																	
北海道	木古内町		○	○		○			○						○															○																
北海道	七飯町			○		○		○							○												○		○																	
北海道	鹿部町	○				○		○							○														○	○																
北海道	森町		○	○	○	○	○	○							○															○																
北海道	八雲町	○	○		○	○	○	○							○															○																
北海道	長万部町		○			○		○							○															○																
北海道	江差町	○		○		○	○	○							○													○	○																	
北海道	上ノ国町				○	○	○	○							○													○	○																	

		I 令和5年度就学援助制度の実施について																																															
		1. 就学援助制度の周知方法																																															
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものに○)										(2) (1)の○の内容										(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(4) (3)の○の内容・補足事項					(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)					(6) (5)の○の内容					(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)					(8) (7)の○の内容		
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学援助制度の周知方法に関する資料を配布	エ. 就学援助制度の周知方法に関する資料を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の周知方法を配布	カ. 入学時に学校説明会で就学援助制度の周知方法を配布	キ. 毎年度の進級時に学校説明会で就学援助制度の周知方法を配布	ク. 民生委員やボランティア等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を配布	コ. その他											ア. 申請締切を申請期間内にお知らせ	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から申請を受け付ける	ウ. 随時申請を受け付けており、随時申請を受け付ける	エ. 各学期で申請締切を説明し、各学期開始から随時申請を受け付ける	オ. その他						ア. 申請希望者が学校に提出	イ. 申請希望者が教育委員会に提出	ウ. 申請希望者が学校に提出	エ. 申請希望者が学校に提出	オ. 申請希望者が学校に提出	カ. 申請希望者が学校に提出	キ. その他						ア. 目録やインターネットや平易な文面での使用	イ. 漢字かな遣いなど分かりやすい表記	ウ. 援助対象となる年間の所得の目安等を記載	エ. 各年度の援助額や年間の申請書の記載	オ. 外国語の申請書の作成	カ. その他
179	179	115	76	93	55	101	117	176	6	25	30	30	0	16	157	1	5	5	73	43	73	1	0	0	7	7	69	1	96	69	2	19	19																
北海道	月形町							○			○	入学前支給の通知を別に郵送		○																			○	全児童生徒の保護者に文書を周知している。															
北海道	浦臼町	○		○				○						○													○		○																				
北海道	新十津川町			○		○	○							○					○											○	○																		
北海道	緑青牛町		○		○	○	○							○													○																						
北海道	秋元別町	○	○			○	○							○																																			
北海道	雨竜町	○			○	○	○							○													○																						
北海道	北竜町			○		○	○							○																			○	制度についての書類を配布し、更に説明を行っている。															
北海道	沼田町			○			○							○																			○	援助対象となる条件を記載															
北海道	鷹栖町	○	○		○	○	○							○																																			
北海道	東神楽町	○		○		○	○							○													○	○	○																				
北海道	当麻町			○		○	○							○													○																						
北海道	比布町			○		○	○				○			○													○																						
北海道	愛別町			○		○	○				○	町のホームページに制度を掲載		○																			○																
北海道	上川町		○	○	○	○	○							○																																			
北海道	東川町					○	○	○						○																																			
北海道	美瑛町	○			○		○							○										○	要保護者は全員、準要保護者は希望者が教育委員会に提出している。																								
北海道	上富良野町	○	○	○	○	○	○	○						○													○	○	○																				
北海道	中富良野町	○		○	○	○	○	○						○													○		○	○																			
北海道	南富良野町					○	○		○					○																																			
北海道	占冠村	○	○	○	○	○	○	○						○														○																					
北海道	和寒町	○	○	○		○	○							○													○	○																					
北海道	剣淵町	○	○	○			○	○						○													○																						
北海道	下川町			○			○	○						○														○																					
北海道	美深町	○	○			○	○							○													○		○																				
北海道	音威子府村			○			○	○						○													○																						
北海道	中川町			○			○	○			○	各学校に対して制度を書面で周知		○													○																						
北海道	横加内町					○	○	○						○																				○	教職員へ、申請予定者がいる場合は、申請書の書き方をサポートしていただくよう依頼している。														

		I 令和5年度就学援助制度の実施について																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																
都道府県	市町村名	(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものに○)										(2) (1)の○の内容	(3) 就学援助(要保護・標準保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(4) (3)の○の内容・補足事項	(5) 就学援助(要保護・標準保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)					(6) (5)の○の内容	(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)					(8) (7)の○の内容				
		ア. 教育委員会のウェブサイト	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学援助制度の周知用紙を配布	エ. 就学援助制度の周知用紙を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の周知用紙を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の周知用紙を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の周知用紙を配布	ク. 民生委員やソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒へ世帯へ案内を交付	コ. その他		ア. 申請締切を申請書に明記し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時受け付けており、年度当初から随時受け付け	ウ. 随時受け付けており、随時受け付け	エ. 各学期で申請締切を設け、各学期開始から随時受け付け	オ. その他		ア. 申請希望者が学校に提出	イ. 申請希望者が教員等に提出	ウ. 申請希望者が校長等に提出	エ. 申請希望者が教員等に提出	オ. 申請希望者が校長等に提出		カ. 申請希望者が校長等に提出	キ. その他	ア. 目録やイラストや平易な文面	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間の所得の目安等を記載		エ. 各年度の援助額や年間総額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
		ア. 申請希望者が学校に提出	イ. 申請希望者が教員等に提出	ウ. 申請希望者が校長等に提出	エ. 申請希望者が教員等に提出	オ. 申請希望者が校長等に提出	カ. 申請希望者が校長等に提出	キ. その他	ア. 申請希望者が学校に提出	イ. 申請希望者が教員等に提出	ウ. 申請希望者が校長等に提出		エ. 申請希望者が教員等に提出	オ. 申請希望者が校長等に提出	カ. 申請希望者が校長等に提出	キ. その他	ア. 申請希望者が学校に提出		イ. 申請希望者が教員等に提出	ウ. 申請希望者が校長等に提出	エ. 申請希望者が教員等に提出	オ. 申請希望者が校長等に提出	カ. 申請希望者が校長等に提出		キ. その他	ア. 申請希望者が学校に提出	イ. 申請希望者が教員等に提出	ウ. 申請希望者が校長等に提出	エ. 申請希望者が教員等に提出		オ. 申請希望者が校長等に提出	カ. 申請希望者が校長等に提出	キ. その他	
179	179	115	76	93	55	101	117	176	6	25	30	30	0	16	157	1	5	5	73	43	73	1	0	0	7	7	69	1	96	69	2	19	19	
北海道	増毛町		○			○	○	○						○					○								○							
北海道	小平町	○		○		○	○	○						○					○						○		原則、学校長を通して提出されるが、入学前支給を希望する者に限り、直接教育委員会へ提出	○						
北海道	苫前町	○						○						○					○	○	○													
北海道	羽幌町	○		○				○						○																	○		全児童生徒に周知文書を配布。前年度認定者で未申請の者へは学校より連絡。	
北海道	初山別村				○	○	○	○						○							○						○							
北海道	遠別町							○						○							○													
北海道	天塩町	○		○		○	○	○						○													○							
北海道	猿払村					○		○						○																				
北海道	浜頓別町						○	○						○													○	○						
北海道	中頓別町						○	○						○																				
北海道	枝幸町										○										○													
北海道	豊富町		○											○																				
北海道	礼文町			○										○														○						
北海道	利尻町					○	○	○						○														○						
北海道	利尻富士町	○												○																		○		特になし
北海道	幌延町	○		○				○						○																				
北海道	美幌町	○	○	○	○	○	○	○						○													○							
北海道	津別町	○		○	○	○	○	○						○																				
北海道	斜里町	○	○	○				○						○														○						
北海道	清里町	○	○					○						○																				
北海道	小清水町	○	○	○				○						○																				
北海道	訓子府町	○	○					○						○														○						
北海道	置戸町	○	○					○						○														○						

		I 令和5年度就学援助制度の実施について																																																			
		1. 就学援助制度の周知方法																																																			
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものに○)										(3) 就学援助(要保護・標準保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)										(5) 就学援助(要保護・標準保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)										(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)								(8) (7)の力の内容													
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学援助制度の周知用紙を配布	エ. 就学援助制度の周知用紙を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の周知を配布	カ. 入学時に学校説明会で就学援助制度の周知を配布	キ. 毎年度の進級時や学年末に就学援助制度の周知を配布	ク. 民生委員やNPO等から児童生徒がいる世帯へ案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を配布	コ. その他	(2) (1)のオの内容										(4) (3)のオの内容・補足事項										(6) (5)のキの内容										ア. 目次やイラストや平易な文面	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安等を記載	エ. 各年度の援助額や年間総額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他						
		ア. 申請期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から随時受け付け	ウ. 随時申請を受け付けており、随時受け付け	エ. 各学期で申請を受け付けており、随時受け付け	オ. その他																															ア. 申請希望者が学校に提出	イ. 申請希望者が教員等に提出	ウ. 申請希望者が校長等に提出	エ. 申請希望者が教員等に提出	オ. 申請希望者が校長等に提出	カ. 申請希望者が校長等に提出	キ. その他										
179	179	115	76	93	55	101	117	176	6	25	30	30										0										73										69	1	96	69	2	19	19					
北海道	大樹町	○				○		○			○	就学時健康診断の結果通知とともに送付																														○											
北海道	広尾町	○	○					○	○		○	各家庭に送付する就学時健康診断結果に申請案内を同封。																														○				○							
北海道	幕別町	○	○			○	○	○																																					○	○							
北海道	池田町	○	○	○				○																																		○											
北海道	豊頃町		○					○	○		○	就学時健康診断時に教育委員会で保護者へ書類を配布																																			○	年度当初にすべての家庭に申請書を配布している。また入学前や転入時に制度の説明を行うことで周知を行っている。					
北海道	本別町	○	○	○		○	○	○	○																																	○	○	○									
北海道	足寄町	○		○			○	○																																		○	○										
北海道	陸別町	○		○			○	○																																		○				○							
北海道	清幌町	○	○			○	○	○			○	児童扶養手当等の申請があった場合、就学援助制度について個別に周知																														○											
北海道	釧路町	○	○				○	○	○		○	就学援助を周知するためのCMを作成し、それを町の公式YouTube内で流している。																														○				○							
北海道	厚岸町	○	○	○			○	○																																		○				○							
北海道	浜中町	○	○	○	○	○	○	○																																		○				○							
北海道	標茶町	○					○	○			○	就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の書類を配布																														○	○	○									
北海道	弟子屈町	○		○			○	○			○																															○				○							
北海道	鶴居村						○	○	○																																					○	○						
北海道	白糠町	○		○				○																																		○				○							
北海道	別海町		○	○	○	○	○	○																																						○	○						
北海道	中標津町	○	○	○				○																																						○							
北海道	標津町	○	○		○	○	○	○																																						○							
北海道	羅臼町		○	○	○	○	○	○																																		○											

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について		2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																					3 家計急変世帯の認定について(準要保護)																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																						(1) 当てはまるもの1つに○																						
		＜中学校＞ (1) 実施・検討状況について		＜中学校＞ (2) (1) の内容		＜中学校＞ (3) (1) でアと回答した場合は入学前支給を開始した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期						＜中学校＞ (4) (1) でアと回答した場合の支給時期(複数回答している場合は最初の時期)															＜中学校＞ (5) (1) でウと回答した場合のその理由(あてはまるものを全てに○)							＜中学校＞ (6) (5) のエ及びオの内容							(2) (1) のキの内容					
ア 入学前支給を行っている	イ 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ 入学前支給を行っていない	エ 新入学学用品費等の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ 対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ その他	ア 令和5年度(令和5年度新入学分)以前	イ 令和5年度(令和5年度新入学分)	ウ 令和6年度(令和6年度新入学分)	エ 令和7年度(令和7年度新入学分)	イ 以前	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月(入学式前)	ア 予算の確保が困難だから	イ 規則改正などの影響で、関係機関からの対応が困難である	ウ 認定回数が増えるなど、自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	エ (入学前支給と併せて)	オ その他	＜中学校＞ (6) (5) のエ及びオの内容																					
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ア	イ	ウ	エ	イ	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ															
179	179	177	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	8	11	46	106	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	2	104	4	3	11	7	7							
北海道	三笠市	○																	○																					○	通常認定と同様の取扱としている。					
北海道	樺室市	○																	○														○													
北海道	千歳市	○																	○																○											
北海道	滝川市	○																	○																○											
北海道	砂川市	○																	○																	○										
北海道	歌志内市	○																	○																	○										
北海道	深川市	○																	○																	○										
北海道	富良野市	○																	○																	○										
北海道	豊別市	○																	○																		○									
北海道	恵庭市	○																	○																		○									
北海道	伊達市	○																	○																		○									
北海道	北広島市	○																	○																			○								
北海道	石狩市	○																	○																			○								
北海道	北斗市	○																	○																			○								
北海道	当別町	○																	○																				○							
北海道	新篠津村	○																	○																				○							
北海道	松前町	○																	○																				○							
北海道	福島町	○																	○																				○							
北海道	知内町	○																	○																				○							
北海道	木古内町	○																	○																				○							
北海道	七飯町	○																	○																				○							
北海道	鹿部町	○																	○																				○							
北海道	森町	○																	○																				○							
北海道	八雲町	○																	○																					○						
北海道	長万部町	○																	○																					○						
北海道	江差町	○																	○																					○						
北海道	上ノ国町	○																	○																				○							

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)										3 家計急変世帯の認定について(準要保護)																	
		令和5年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																(1) 当てはまるもの1つに○																											
		<中学校> (1) 実施・検討状況について								<中学校> (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期								<中学校> (4) (1)でアと回答した場合の支給時期(複数回答している場合は最初の時期)								<中学校> (5) (1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるものを全てに○)								<中学校> (6) (5)の工及びオの内容							(2) (1)のキの内容				
ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ. 入学前支給を行っていない	エ. 新入学児童生徒の学用品費を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. 対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	ア. 令和4年度(令和5年度新入学分)以前	イ. 令和5年度(令和5年度新入学分)	ウ. 令和6年度(令和6年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの後継に時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転入した児童への対応など、事務量が増加するから	エ. (入学)その他	<中学校> (6) (5)の工及びオの内容							(2) (1)のキの内容															
179	179	177	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	8	11	46	106	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	2	104	4	3	11	7	7					
北海道	厚沢部町	○																																○											
北海道	乙部町	○																																	○										
北海道	奥尻町	○																																	○										
北海道	今金町	○																																	○										
北海道	せたな町	○																																	○										
北海道	島牧村	○																																	○										
北海道	寿都町	○																																	○										
北海道	黒松内町	○																																	○										
北海道	蘭越町	○																																	○										
北海道	二七〇町	○																																	○										
北海道	真狩村	○																																	○										
北海道	留寿都村	○																																	○										
北海道	喜茂別町	○																																	○										
北海道	京極町	○																																	○										
北海道	倶知安町	○																																	○										
北海道	共和町	○																																	○										
北海道	岩内町	○																																	○										
北海道	泊村	○																																	○										
北海道	神恵内村	○																		○															○										
北海道	横丹町	○																																	○										
北海道	古平町	○																																	○										
北海道	仁木町	○																																	○										
北海道	余市町	○																																	○										
北海道	赤井川村	○																																	○										
北海道	南幌町	○																																	○										
北海道	奈井江町	○																																	○										
北海道	上砂川町	○																																	○										
北海道	由仁町	○																																	○										
北海道	長沼町	○																																	○										
北海道	栗山町	○																																	○										

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																		5. 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について				6. 就学援助率											
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																		4. (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応				令和4年度											
		(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																		(2) (1)でソ、タ又は子に○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)				(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)		(4) (1)で子と回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項		(6) (1)で「イ」反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。					
ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止は廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録労働者	ク. PTA会費、学費等の学納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服費等が学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活保護給付による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍(109,737円))	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.5倍(455万円))	チ. 特別支援教育就学援助費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同等基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(2)に記入してください。)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)	テ. その他	係数(倍率)	係数(倍率)	(4) (1)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと思われる(見直し後の生活保護基準に基づく必要保護の認定基準で否認となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準により再認定など)	エ. その他	年	月	令和4年度						
179	179	140	138	132	130	131	136	92	66	121	123	76	70	86	101	105	60	12	1	21	173	1	21	8	89	75	43	36	9	1	1	76	76	20%	
北海道	札幌市	○	○	○			○								○											○							平成25	4	20%未滿
北海道	函館市	○	○	○		○	○			○	○				○											○							平成30	4	30%未滿
北海道	小樽市	○	○	○	○	○	○			○	○				○											○							平成25	4	30%未滿
北海道	旭川市	○	○	○											○											○									20%未滿
北海道	室蘭市	○													○											○									15%未滿
北海道	釧路市																○										○						平成25	4	25%未滿
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○										○							平成25	8	20%未滿
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○											○							平成24	12	20%未滿
北海道	夕張市																○									○							平成24	4	25%未滿
北海道	岩見沢市														○											○							平成25	4	20%未滿
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○										○						H25	4	20%未滿	
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○											○							平成25	4	15%未滿
北海道	苫小牧市																○									○							平成25	4	15%未滿
北海道	稚内市	○	○	○	○	○	○			○	○				○											○							平成25	4	15%未滿
北海道	美瑛市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○									20%未滿
北海道	芦別市	○															○									○							平成25年	8	15%未滿
北海道	江別市		○	○	○	○										○										○							平成25	4	20%未滿
北海道	赤平市						○								○											○									25%未滿
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○							平成25	4	25%未滿
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○										○									15%未滿
北海道	名寄市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○										○							24	4	15%未滿

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																		5. 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について					6. 就学援助率																								
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																		4. (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応					令和4年度																								
		(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準(該当するものを○)																		(1) 令和5年4月以降、必要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。					(2) (1)にて「ア」反映させない(従前の認定基準を継続)		(3) (2)でエとした場合のその内容		(4) (1)で「イ」反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。																				
ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止は廃止	イ. 市区町村市民税の非課税	ウ. 市区町村市民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の免除	カ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	キ. 児童手当の支給	ク. 児童手当の支給	ケ. PTA会費、学費等の学納金の減免が行われている者	コ. 個人事業主の減免	カ. 固定資産税の減免	ク. 学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服費等が多い者	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ. 生活保護給付金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの(例:生活保護の1.5倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記載してください。))	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの(例:生活保護の1.5倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記載してください。))	チ. 特別支援教育(就学援助)費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(2)に記載してください。))	ツ. 市区町村住民税(所得割)又は均等割)課税限度額(例:課税最低限度額の10倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記載してください。))	テ. その他	(2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、市区町村市民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツに○をした場合、市区町村市民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(4) (1)で子と回答した場合、その他の基準の内容			(5) 補足事項				年	月																			
179	179	140	138	132	130	131	136	92	66	121	123	76	70	86	101	105	60	12	1	21	173	1	21	8	89	75	43	36	9	1	1	76	76																
北海道	三笠市	○															○																	平成25	4	25%未満													
北海道	樺葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○										平成25	4	15%未満											
北海道	千歳市	○	○	○	○	○																													平成25	4	15%未満												
北海道	滝川市																○																			平成29	4	25%未満											
北海道	砂川市															○										○												平成25	8	20%未満									
北海道	歌志内市																○																				平成25	8	20%未満										
北海道	釧路市																○									○												平成25	8	20%未満									
北海道	富良野市																○																				平成30	4	20%未満										
北海道	豊別市	○	○	○	○	○	○										○									○												平成25	8	20%未満									
北海道	恵庭市																○																				平成27	4	20%未満										
北海道	伊達市																○																						平成25	8	20%未満								
北海道	北広島市	○															○																				平成25	8	20%未満										
北海道	石狩市	○	○	○	○	○	○										○																				平成25	4	25%未満										
北海道	北斗市																○																					平成25	8	20%未満									
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○										○																				平成25	8	15%未満										
北海道	新篠津村	○	○	○	○	○	○										○																				H23	4	5%未満										
北海道	松前町																○																						平成24	12	15%未満								
北海道	七飯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							平成24	12	15%未満							
北海道	鹿部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								平成24	12	15%未満						
北海道	森町	○	○	○	○	○	○										○																								平成30	4	10%未満						
北海道	八雲町																○																									平成24	4	10%未満					
北海道	長万部町																○																										平成24	4	10%未満				
北海道	江差町	○	○	○	○	○	○										○																											平成25年	4	20%未満			
北海道	上ノ国町																○																														平成25年	4	20%未満

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																	5 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について										6 就学援助率					
		4 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																	4 (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										令和4年度					
		(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																	(2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)										(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)		(4) (1)で子と回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項	
ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止は廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学費の減免が行われる者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服費等は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ.経済的理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活保護資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.5倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記載してください。)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(2)に記載してください。)	チ.特別支援教育(就学援助)費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同等基準に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(2)に記載してください。)	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(3)に記載してください。)	テ.その他	係数(倍率)	係数(倍率)	(3) (2)でエとした場合のその内容		(4) (1)で「イ.反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		年	月								
																	ア.反映させる(新たな認定基準に更新)										イ.反映させない(従前の認定基準を継続)		ウ.生活保護基準見直しの影響が生じないと思われるため、対応していない(必要保護者が保護基準に基づく必要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく必要保護の認定基準により再認定など)		エ.その他			
179	179	140	138	132	130	131	136	92	66	121	123	76	70	86	101	105	60	12	1	21	173	1	21	8	89	75	43	36	9	1	1	76	76	
北海道	大樹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															平成25	4	15%未満
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															平成23	6	15%未満
北海道	幕別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															平成25	8	15%未満
北海道	池田町																○														平成25	7	20%未満	
北海道	豊幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															平成28	4	10%未満
北海道	本別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															H24	4	10%未満
北海道	足寄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															平成29	4	15%未満
北海道	陸別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															平成24	4	15%未満
北海道	清幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															平成25	4	10%未満
北海道	釧路町	○	○	○			○	○	○																○		○							30%未満
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															平成25	7	25%未満
北海道	浜中町	○	○		○	○	○			○				○	○	○																平成25	3	20%未満
北海道	樺茅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															平成30	10	15%未満
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○		○						25%未満
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	25%未満
北海道	白糠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	25%未満
北海道	別海町																○															平成24	12	5%未満
北海道	中標津町															○																平成25	4	15%未満
北海道	標津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○		○						20%未満
北海道	羅臼町	○					○									○																平成30	10	15%未満

		I 令和5年度就学援助制度の実施について																																															
		7. 令和5年度学費保護就学援助額																																															
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																															
都道府県	市町村名	(1) 費目毎の援助額																										(2) 補足事項																					
		学用品費											新入小学児童生徒学用品費等											通学費					修学旅行費																				
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額		一定額	令和5年度単価	その他	補足事項																	
179	179	179	4	4	24	24	24	151	151	1	12	179	3	3	20	20	20	156	156	0	8	45	40	40	2	2	2	2	2	2	4	33	176	145	145	26	26	26	5	5	2	10	60						
北海道	三笠市	○					○	11630				○						○	54060			○	○	20520									○	○	21806														
北海道	樺室市	○					○	11630				○						○	54060														○	○	27837														
北海道	千歳市	○					○	1年生 13,230 2年生 以上 15,500				○						○	54060			○							○	学用品費を含む	○	○	18911																
北海道	滝川市	○			○	11630	10793					○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	23092									補足あり	修学旅行費:対象費目に対し実費分を実施前と実施後に支給する。実施前に支給した額を超えなかった場合は返金してもらふ。					
北海道	砂川市	○					○	11630				○						○	54060													○	○	24966															
北海道	歌志内市	○					○	11630				○						○	54060			○	○	5660								○	○	0											実績なし				
北海道	深川市	○					○	*			※1年10,467.2～2年12,510	○						○	48654			○	○	0							実績なし	○	○	23914															
北海道	富良野市	○			○	15200	14540				※1年13,260円、2年～17,130円	○						○	56020													○	○	24966												「学校生活管理指導表」文書料、対象生徒がいなかったため。			
北海道	登別市	○					○	11630				○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	23231															
北海道	恵庭市	○					○	11630				○						○	51060													○	○	20430													体育実技用具費:スケート授業ありの場合は11,510円支給。スキー授業ありの場合は26,500円支給。(支給平均額:13,955円)		
北海道	伊達市	○					○	11630				○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	20509															
北海道	北広島市	○			○	11630	8804					○						○	63100												○	○	19958													体育実技用具費:小学校1年生、4年生のみ対象。オンライン学習通信費:1世帯あたり一律			
北海道	石狩市	○					○	11630				○						○	54060												○		○	22690	21487														
北海道	北斗市	○					○	11630				○						○	54060												○	○	25402														体育実技用具費:スキー等 26,500円 通学用品費:第1学年を除いて支給		
北海道	当別町	○					○	11630				○						○	54060											○	○	24056																	
北海道	新篠津村	○					○	11630				○						○	54060			○		○	40020	0					支給実績なし	○	○	0													支給実績なし		
北海道	松前町	○					○	11630				○						○	63000												○	○	28000																
北海道	福島町	○					○	11630				○						○	54060																	○	22690												
北海道	知内町	○					○	11630				○						○	51060												○	○	28032																
北海道	木古内町	○					○	11630				○						○	54060												○		○	22690	22690														
北海道	七飯町	○					○	11630				○					○	44060	43900												○	○	26882																給食費、指定者については給食費免除のため実績なし。【参考】月額3,970円(1食あたり249円) 第2子1/2 第3子全額免除
北海道	鹿部町	○					○	11630				○						○	54060												○	○	28600																※1 実績なし(令和4年度) ※2 実績なし(令和4年度) ※3 実績なし(令和4年度) ※4 令和5年度予算計上単価
北海道	森町	○					○	11630				○						○	54060											○	○	35520																	
北海道	八雲町	○					○	11630				○						○	54060												○	○	24985																校外活動費(宿泊を伴わないもの)はR4実績なし。
北海道	長万部町	○					○	11630				○						○	54060											○		○	22690	22690															
北海道	江差町	○			○	11630	11630					○						○	54060											○		○	22690	22690															
北海道	上ノ国町	○			○	11630	9461					○					○	54060	54060											○		○	22690	22690															体育実技用具費、オンライン学習通信費、医療費については実績なし

Table with 29 columns and 34 rows. Columns include: 都道府県 (City/Town/Village), 市町村名 (Municipality Name), 1 令和5年度就学援助制度の実施について (Implementation of the 2023 Education Support System), 7 令和5年度主要保護就学援助額 (2023 Main Protection Education Support Amount), 1. 小学校の就学援助額の単価 (一人当たり年間支給額) (Unit price of elementary school education support per person per year), (1) 費目毎の援助額 (Aid amount by item), (2) 補足事項 (Supplementary information). Rows list municipalities like 北海道 厚沢部町, 北海道 乙部町, etc., with numerical data and remarks.

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																	(2)補足事項																				
		7. 令和5年度標準保護就学援助額																																																					
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																					
		(1) 費目毎の援助額																																																					
学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費																												
費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項																
179	179	179	4	4	24	24	24	151	151	1	12	179	3	3	20	20	20	156	156	0	8	45	40	40	2	2	2	2	2	2	2	4	33	176	145	145	26	26	26	5	5	2	10												
北海道	佐呂間町	○			○	11630	11630					○				○	54060	54060																		○	○	24999									校外学習費、オンライン学習通信費、卒業アルバム代については、要綱には記載されていないが対応可能								
北海道	遠軽町	○						○	11630			○					○	54060																			○	○	0								実績なし								
北海道	湧別町	○						○	11630			○							○	54060																	○	○	25289									学校給食費を免除としている。							
北海道	滝上町	○			○	11630	11630					○			○	54060	0																			○	○	22780									実績なし								
北海道	興部町	○						○	11630			○								○	51060															○	○	22200										要綱に記載はないが、オンライン学習通信費は支給できることとしている。							
北海道	西興部村	○			○	11630	5678					○								○	54060														○		○	22690	13144								修学旅行費、隔年実施のため今年度は支給無								
北海道	雄武町	○			○	11630	5807					○								○	54060														○		○	22690	22690								卒業アルバム代については、要綱に記載がないが、支給できるようにしている。								
北海道	大空町	○						○	11630			○								○	54060														○	○	19733																		
北海道	豊浦町	○						○	11630			○								○	51060														○	○	22957												「クラブ活動費」「生徒会費」実績なし						
北海道	壮瞥町	○						○	11630			○								○	54060														○	○	26518																		
北海道	白老町	○						○	*			○								○	50600														○	○	20570														通学用品費と合わせて支給。1年11,520円・2年～6年13,770円				
北海道	厚真町	○						○	11630			○								○	54060														○	○	24144																		
北海道	洞爺湖町	○						○	11630			○								○	54060														○	○	17480													通学費、医療費については支給対象者がいなかったことから0円となっています。					
北海道	安平町	○						○	11630			○								○	51790														○	○	26583													令和5年度予算に計上した額から支給平均額を算出。					
北海道	むかわ町	○						○	11630			○								○	54060														○		○	40020	0											実績なし					
北海道	日高町	○						○	11630			○								○	54060														○	○	16996																		
北海道	平取町	○						○	11630			○								○	54060														○	○	28236																		
北海道	新冠町	○						○	11630			○								○	54060														○	○	13694																		
北海道	涌河町	○						○	11630			○								○	54060														○	○	29000																		
北海道	様似町	○						○	11630			○								○	54060														○	○	19170														オンライン学習通信費について、実施がなかったため実績額が無い。				
北海道	えりも町	○						○	11630			○								○	54060													○	○	21823																			
北海道	新ひだか町	○						○	11630			○								○	54060													○	○	23045																			
北海道	音更町	○						○	11630			○								○	54060													○	○	19369																			
北海道	士幌町	○						○	11630			○								○	54060													○	○	24385																			
北海道	上士幌町	○						○	11630			○								○	54060													○	○	13531																			
北海道	鹿追町	○						○	15500			○								○	54060													○	○	24834																		1年生13,230円	
北海道	新得町	○						○	15500			○								○	54060													○	○	27000																			
北海道	清水町	○						○	*			○								○	54060													○	○	25875																			第1学年:13,230円 他:15,500円
北海道	芽室町	○						○	11630			○								○	54060													○	○	28000																通学用品費 1年生のみ1,600円、2～6年生3,870円			
北海道	中札内村	○			○	15500	14840					○								○	54060	54060											○	○	22111																・クラブ活動費、生徒会費については、保護者負担がなかったため0円。 ・保護費については、当該児童がいなかったため0円。				
北海道	更別村	○						○	11630			○								○	54060													○		○	22690	22690													スクールバス乗車のため、支給していない				

